**大阪府消費生活センター　5月の相談件数（速報値）**

**相談件数 743件（対前月比4％減、対前年同月比5.1％増）**

**全体　上位５件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順位 | 相談内容 | 相談件数 |
| 1位 | 賃貸アパート・マンション | 35 件 |
| 2位 | 健康食品 | 34 件 |
| 3位 | 化粧品 | 24 件 |
| 4位 | 移動通信サービス | 21 件 |
| 5位 | 工事・建築 | 15 件 |
| 自動車 |

* 1位の「賃貸アパート・マンション」については、退去時の原状回復に関するトラブルが19件でした。その他、入居時の契約トラブルや居住中の設備不良等についても相談が寄せられました。
* 2位の「健康食品」と3位の「化粧品」に関する相談のうち53件は、「お試しのつもりで注文すると、定期購入になっていた」という「定期購入」についての相談でした。そのうち約7割が50歳以上の中高年からの相談でした。

**６５歳以上　上位5件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順位 | 相談内容 | 相談件数 |
| １位 | 健康食品 | 15 件 |
| ２位 | 移動通信サービス | 10 件 |
| ３位 | 化粧品 | 9 件 |
| 4位 | 新聞 | 7 件 |
| ５位 | 携帯電話 | 5 件 |

* 4位の「新聞」では、長期間の契約や、数年先の契約に対する解約トラブルが目立ちました。そのうち契約者の家族からの相談は4件でした。

新聞購読の勧誘を受けても、購読の意思がなければ、きっぱり断りましょう。

購読を希望する場合は、長期間の契約や、半年から1年以上先に配達が始まる契約などは避け、先の見通せる範囲で契約しましょう。「いつでも解約できる」などと言われても、うのみにせず、契約書面の内容をよく確認することが大切です。